

令和7年1月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寒河江市長 齋藤 真朗

市町村名 (市町村コード)	寒河江市 (062065)
地域名 (地域内農業集落名)	西根地区 (東町、君田町、住吉町、十二小路、 仲、北、石川、下河原、宝、日田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は市内の東部に位置し、国道112号線をまたいで広範な水田を有し、中向地区に代表される果樹団地を有する地区である。農業者の多くは水稻と果樹や野菜・花きなどの複合経営がほとんどであり、寒河江地区などの隣接する地区からの入作も多い。農地整備事業を活用して農道・水路等の整備を実施したことに伴い、水稻については地区内の集落営農組織や法人を中心として一定の集積・集約化が進んでおり、大豆のブロックローテーションが実施されているが、高齢の水稻農家にとっては農業機器の更新が今後の課題である。また、一方で広範な果樹団地を有するが、さくらんぼをはじめとして効率化・省力化が進まない作物もあり、一経営体の担える面積に限りがあることから、法人化による体制強化や新たな担い手と呼び込むための取り組みなど、さらなる担い手への集約化を進めるための体制整備が必要である。果樹についても老朽化した雨よけハウスが農地の流動化の妨げになっているケースもあり、施設の更新などが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内において、水稻については今後農地を引き受ける意向のある面積が法人や集落営農組織を中心に多いため、そういった法人を中核に集積・集約化を図るほか、さくらんぼをはじめとした果樹については地域の特産品の維持発展のため、新たな担い手の確保についても取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	434.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	434.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

都市計画用途地域外で、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、出し手と受け手のスムーズなマッチングの調全体制を設けながら、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区の特色を活かしながら、出し手と受け手のマッチングに反映させ集積を図る。担い手の経営意向を優先し、段階的に集約を進めるよう活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な整備事業が既に完了しており、集積できる環境が整っている。今後はスマート農業の導入などによる農作業の効率化を図り、さらなる農地の集積・集約化を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市内の人口密集地区に隣接していることから、地区内外から新規就農者等の受け入れを積極的に推進していくほか、大規模な担い手の法人化を検討するなど、多様な経営体の育成推進を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業受託を担う地区内外の事業者や担い手へ農作業の一部を委託し、作業の効率化を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒	☐ ③スマート農業	☒	☐ ④輸出	☒	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒	☐ ⑦保全・管理等	☒	☐ ⑧農業用施設	☐	☐ ⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稲においては特別栽培米など、減薬を通じた付加価値の向上に努める。
 ③ 省力化のために、市・県やその他関団体と連携しながらスマート農業の導入を推進する。
 ④⑤ 水稲だけでなく、さくらんぼをはじめとした果樹のブランド化や面積・品質の維持のため、農地の集約化や離農者からの継承の取組を検討する。果樹については、昨今の気候変動の影響なども鑑み、品種構成を検討し、労力の分散などを図る。一方で、輸出に向けた取組についても引き続き検討していく。
 ⑦ 多面的機能支払い交付金等の活用により農用地や農道・水路等の適正な保全管理を行う。
 ⑧ 調製施設などの更新を含めた農業用施設の整備の検討をしながら、関係者等で協議調整を行う。